



保険適用後も不妊治療費助成を継続

保険適用外であった不妊治療に係る自己負担分の1/2の額(最大15万円)の助成について、令和4年4月の保険適用後の不妊治療に対しても引き続き実施します。

■ 事業名

不妊治療事業

■ 目的

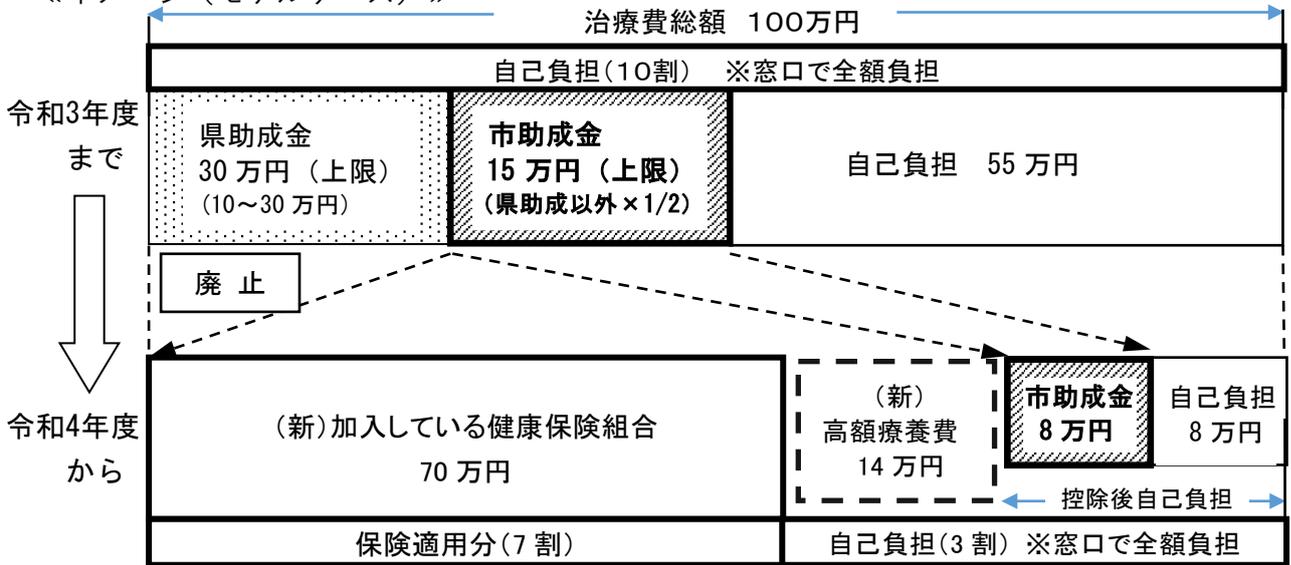
体外受精治療等の不妊治療を受けた市民の経済的な負担を軽減するため、令和3年度までは保険適用外であった不妊治療に対して県の助成金を除いた自己負担分の1/2の額(最大15万円)を助成してきました。

令和4年4月1日以降に開始された不妊治療については医療保険が適用されることになりましたが、令和4年度以降も引き続き、自己負担分の1/2の額(最大15万円)を助成するものです。

■ 補正予算の概要

令和4年度の不妊治療費助成件数(保険適用分)の見込み 28件
28件 × 15万円 = 420万円

《イメージ(モデルケース)》



■ 補正予算額 4,200千円【県補助金あり】

〔財源内訳〕 県：200千円 早期不妊治療費助成金